

わかやまごみゼロ活動物品貸出要領

（趣旨）

第1条 この要領は、わかやまごみゼロ活動応援制度に係る物品の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第2条 この要領に基づき、物品の貸出しを受けることができる者は、わかやまごみゼロ活動として認定を受けた清掃活動の実施者とする。

（貸出物品）

第3条 貸出物品は、和歌山県循環型社会推進課（以下「県庁循環型社会推進課」という。）が所管する環境学習教材及び清掃資機材とする。

（貸出期間）

第4条 貸出期間は、原則として1年以内（貸出日及び返却日を含む。）とする。ただし、和歌山県知事（以下「知事」という。）が必要と認めた場合には、さらに期限を設けてこれを延長することができる。

2 当該物品を公用又は公共用に供する必要が生じた場合は、知事は貸出期間内であっても返却を求めることができる。

（貸出の申込）

第5条 物品の貸出しを受けようとする者は、「わかやまごみゼロ活動物品貸出申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）」を知事に提出しなければならない。

（貸出の決定）

第6条 知事は、前条に規定する申し込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは貸出しを行うものとする。

2 物品の貸出しにあたっては、提出された申込書に必要事項を記入し、その写しと併せて物品の貸出しを行うものとする。

3 物品の貸出及び返却場所は、県庁循環型社会推進課又は各県立保健所（支所）の窓口とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 物品の貸出しを受けた者は、使用にあたって次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）取扱いにおいては、常に良好な状態に管理及び保管すること。

（2）目的以外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。

（3）貸出期間に関わらず、物品を必要としなくなったときは、速やかに返却すること。

（物品の破損）

第8条 物品の貸出しを受けた者は、自己の責任に帰すべき理由により物品を破損、損傷又は紛失したときは、使用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると知事が認める場合はこの限りでない。

(免責)

第9条 知事は、物品の使用により生じた事故等に対して、一切の責任を負わない。

(経費)

第10条 物品の貸出しは無料とする。ただし、物品の返却等、運搬に係る費用については、物品の貸出しを受けた者が負担するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。